

工事の入札における開札後の疑義申立について

最低制限価格を事前算定型で定めた工事の条件付一般競争入札における、入札参加者からの疑義の申立方法やその対応について、次のとおり定めます。

1 疑義申立確認

対象となる案件

最低制限価格を「事前算定型」で定めた工事の条件付一般競争入札

開札後から開札の翌開庁日正午までを疑義申立確認期間として、入札を保留します。疑義申立確認期間内に落札候補者等決定に関する疑義申立があった場合は、疑義内容確認のため、再度入札を保留します。

疑義申立確認期間内に申立がない場合は、当該入札の落札候補者を決定します。

2 工事費内訳書の公開

疑義申立が可能な入札案件については、工事費内訳（原則として工種別の金額が記載されている箇所）を公開します。

契約検査課窓口で公開しますので、事前に電話連絡のうえ来庁してください。（身分証明書及び自社積算資料を持参してください。）

○公開期間：開札後から翌開庁日の正午まで

○対象者：開札時有効入札（予定価格以下の入札のうち、開札時において無効又は失格に該当しない入札）を行った者（従業員等含む）

3 疑義の申立

(1) 疑義申立期間

開札後から翌開庁日の正午まで

(2) 対象者

開札時有効入札を行った者

(3) 申立方法

疑義の申立てを行う場合には、別紙「疑義申立書」により、疑義の内容を具体的に記載し、契約検査課へ提出してください。

なお、申立できる内容は、開札後（設計金額入りの内訳書確認後）判明する事項のみとします。

4 疑義申立への対応

(1) 予定価格が変わらない場合

市の積算を調査して変わらない場合は、疑義申立者への理由説明後、落札決定の処理を行います。

(2) 予定価格が変わる場合

市の積算を調査し、予定価格が変わることが判明した場合は、次により入札の

有効・無効を決定します。

- (ア) 設計金額と誤りを補正した額との差額がわずかで、入札の公正性が損なわれていないことが明らかな場合には、落札候補者である者に変更が生じない限り、入札を有効とします。
- (イ) 予定価格又は最低制限の変更等により入札順位が変動するなど、入札の公正性が損なわれている場合には、当該入札を中止します。

5 中止した入札の取り扱いについて

(1) 設計の見直し

中止した入札については、設計内容を見直した上で再入札を実施します。

(2) 入札の執行方法

次のいずれかの方法により執行します。

○通常の条件付一般競争入札の執行

○「開札時有効入札を行った者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札の執行

令和 年 月 日

疑義申立書

海老名市長

所在地
会社名
代表者
提出者
連絡先

印

令和 年 月 日に開札した次の入札案件について、疑義の申立てを行います。

契約番号	件名

疑義内容

- ※ 疑義の内容については、設計内容・項目を具体的に示してください。また、開札後（設計金額入りの内訳書確認後）でなければ不明であった理由も併せて記載してください。
- ※ 入札前に提示している、仕様書等（設計書、質疑回答書等含む）に記載されている事項は、入札前に質疑として受け付けるものであるため、疑義の対象とはなりません。
- ※ 申出時には、会社の身分証明書など、申出の対象者であることを証するものを持参ください。